

◎戦後強制抑留者に係る問題に関する

特別措置法

(平成三二年六月一六日法律第四五号)(参)

一、提案理由(平成三二年五月二日・参議院本会議)

○佐藤泰介君

(略)

次に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案につきまして、総務委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

第二次世界大戦直後に、シベリアやモンゴル等に抑留され、強制労働を強いられた方々は五十七万人以上に上ります。この抑留期間は長い方では十年を超え、酷寒の地における過酷な労働と飢え、劣悪な居住環境や不十分な医療などにより、約六万人もの方々が亡くなったとされています。このいわゆる「シベリア抑留」から帰国された方々には、長期間にわたる強制労働にもかかわらず、今日に至るもその対価が支払われておりません。

しかし、請求権については日ソ共同宣言で相互放棄していることから、その補償については日本政府が措置するほかになく、平成九年の最高裁判決も、補償は立法府の判断にゆだねられるとしています。

「シベリア帰り」というレッテルを張られ、就職差別に遭うなど大変な御苦労を重ね、戦後を生き抜いてこられた方々も今や平均年齢八十八歳に達しております。この問題の解決にかくも長い歳月が掛かったことについて社会全体として反省し、御存命の方々に対して迅速にその労苦を慰藉することが必要です。

また、抑留中の死亡者数はまだ確定されておらず、遺骨も関係資料も収集が終わっておりません。台湾・朝鮮半島出身の強制抑留者の存在も含め、シベリア抑留全体の実態の解明、真相の究明を行うとともに、抑留された方々はもとより、御家族、御遺族の御苦労を後の世にしっかりと語り継ぐべきであると考えます。

以上を踏まえ、国として速やかに、総合的かつ適切な措置を講ずることで、戦後強制抑留者の問題に一定のけじめを付ける必要があるとの考えに基づき、本法律案を提案いたした次第です。

次に、本法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法

一四〇

第一に、この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたつて劣悪な環境の下で多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、その労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的としております。

第二に、本邦に帰還した戦後強制抑留者で、この法律の施行の日において日本国籍を有するものに特別給付金を支給することとし、その額は、帰還時期に応じて二十五万円から百五十万円としております。

第三に、政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち、特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するため、強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針を定めなければならないこととしております。

第四に、特別給付金の支給に必要な費用に充てるため、独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金の一部を取り崩すことができるものとしております。

なお、同基金の解散の期日を「平成二十五年四月一日までの間において政令で定める日」に改めるとともに、「平成二十二

年九月三十日までの間において政令で定める日」以後は、同基金は、特別給付金支給業務以外の業務を行わないこととしております。

第五に、この法律は、公布の日から施行し、特別給付金の支給を受ける権利を有する者を公布の日に確定することとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、総務委員会において内閣から意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

最後に、この法律を待ち望む戦後強制抑留者の方々の著しい高齢化を踏まえれば、法律の一刻も早い公布が求められることを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告（平成二十二年六月一六日）

○近藤昭一君　ただいま議題となりました戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期

間にわたって劣悪な環境のもとで強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制労働の実態がいまだに十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰謝するための特別給付金を支給するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、本邦に帰還した戦後強制抑留者で日本の国籍を有するものに、本人の請求により、独立行政法人平和祈念事業特別基金が特別給付金を支給することとし、その帰還時期の区分に応じ、二十五万円から百五十万円の間の額を一時金として支給すること、

第二に、政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するため、強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針を定め、これを公表すること、

第三に、特別給付金の支給に必要な費用に充てるため、独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金の一部を取り崩すことができるものとし、同基金の解散の期日を平成二十五年四月一日までの間において政令で定める日に改めること等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る五月二十一日日本委員会に付託され、本日参議院総務委員長から提案理由の説明を聴取し、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。